

「三重とこわか健康経営カンパニー2021（ホワイトみえ）」 認定要件

■ 三重とこわか健康経営カンパニー「見える化」シート

(例) 「見える化」シート（実績報告）を一部抜粋

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1	経営理念・方針(経営者の自覚)		健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
2	組織体制		健康づくり担当者の設置	必須
3	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～⑯のうち4項目以上
			②-1受診勧奨の取り組み(②-2、②-3以外)	
			②-2がん検診の受診勧奨の取り組み	
			②-3がん精密検診の受診勧奨の取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
			④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	対策の検討	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定	
			⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
			⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
			⑧-1病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑧-2、⑯以外)	
			⑧-2がんの治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み	
			⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑩食生活の改善に向けた取り組み	
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み	
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み	
			⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み	
⑭長時間労働者への対応に関する取り組み				
⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み				
⑯従業員に対してインセンティブを提供する取り組み				
4	評価・改善	保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健康診断のデータの提供	必須
			定期健診を実施していること	必須
5	法令遵守・リスクマネジメント		保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施	必須
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること<注3>	必須
			従業員健康管理に関する法令について重大な違反をしていないこと	必須
				必須

特定健診を含む

歯科健診を含む

がん対策の取組を「見える化」

不妊治療への配慮を含む

企業のメンタルヘルス対策

三重とこわか健康マイレージ事業「取組協力事業所」を含む

評価項目は、経済産業省・日本健康会議の健康経営優良法人認定制度(中小規模法人部門)に準拠しています。